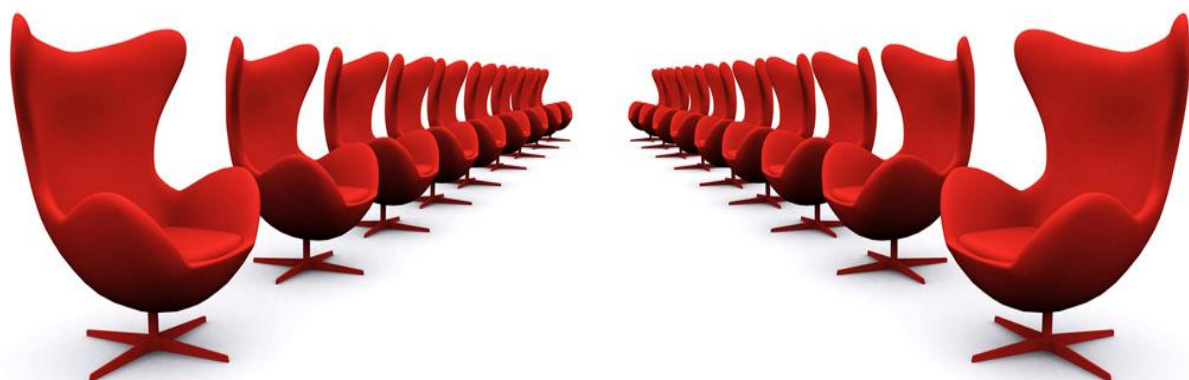


地域自治組織の財政支援のあり方に関する



平成21年10月

大崎市地域自治組織の財政支援のあり方に関するパートナーシップ会議

目 次

1 財政支援の制度設計にあたって	1
2 現行の財政支援制度について	1
(1) 基礎交付金	1
(2) チャレンジ事業交付金	2
3 現行制度の見直しの視点	3
(1) 交付先	3
(2) 配分方法（交付金の算定方法）	3
(3) 交付金の使途	4
(4) 申請方法	4
4 地域自治組織の活動の原点	5
5 財政支援の目的の明確化	5
6 財政支援による地域（まち）づくりのベクトル	6
7 新たな財政支援制度	6
(1) 基礎交付金	7
(2) ステップアップ事業交付金	8
(3) チャレンジ事業交付金	9
(4) 手続きの流れ	10
参考様式編	12
資料編（検討の経過・職員検討会議メンバー名簿）	21

地域自治組織への財政支援の制度設計について

1 財政支援の制度設計にあたって

平成22年度以降の財政支援については、これまでの財政支援制度の見直し・継続型とし、3年間を一定期間として、平成25年度以降については再度検討するものとする。

背景

平成19年度から3年間、基礎交付金とチャレンジ事業交付金の2本立てで財政支援を行ってきたことから、各地域や地区（まちづくり協議会の部会や委員会を含む）において、本制度が定着しつつある中で、大きな制度変更は住民に混乱を来たす要因となる。

したがって、平成22年度以降については、現行制度を基本として、これまでの財政支援がもたらした成果と反省、さらには地域自治組織の目標や役割に着目し、現行制度を見直しながら継続することとした。

ただし、平成22年度以降の財政支援については、3年間を一定期間として、社会情勢の変化や地域・地区の事情も踏まえ、平成25年度以降の財政支援については再度検討するものとする。

※この提案書において、「地域」とはまちづくり協議会の範囲、「地区」とは地域づくり委員会の範囲を概ねお示しています。

2 現行の財政支援制度について（パートナーシップ会議での主な意見）

（1）基礎交付金

項目	内容（意見）
制度のあり方	<ul style="list-style-type: none">・地域づくり委員会を持つ地域と持たない地域での交付金に不平等感がある。・地域づくり委員会への財政支援が少なすぎる。・交付金があるから事業をするの？・お金（財政支援）がたくさん必要なのではなく、事業にに応じて必要。・財政支援が「足りない」「多い」については、団体によって思いがバラバラ。
使い道（使途）	<ul style="list-style-type: none">・もっと自由に。大崎市ならでの使い方を。・人件費としての支援が必要（事務局等）

項 目	内 容 (意 見)
期待するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会を介しての地域づくり委員会への財政支援 ・地域自治組織がもう少し経済力がつくまで、交付割合を一律にして欲しい。 ・交付金を一律にする必要はないのでは？必要額を申請する方式はどうか。
感 想	<ul style="list-style-type: none"> ・「必要なところへ必要なだけ」配分することはできないか？→まち協へ一括交付？住民で考えて配分を決める。 ・支援額については、地域自治組織の意向を聞いて決める。額が多ければ良いというものではない。自己財源の確保に努力すること。 ・基礎交付金が余るところと不足するところの格差が出てきている→必要なことだが・・・。
改善したいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金の算出が統一されているので、少人数地域は少額となり活動に支障があることも。 ・一律配分なので、有効に使われている所とそうでない所がある。 ・地域自治組織の醸成に関係なく財政支援され、戸惑った。 ・人口割りは平等のようで平等ではない。人口密度割（低いところに高く）はどうか。 ・「正直、交付金はもらわなくてもいい」という団体もあるのでは。

(2) チャレンジ事業交付金

項 目	内 容 (意 見)
制度のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の75%が交付額。自主財源がなければチャレンジできない。自主財源をゆるくしては・・・。 ・チャレンジ交付金は本当に必要なの？基礎交付金を多くしたら良いのでは？ ・基準が厳しすぎる。 ・申し込み期日が早い。
期待するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼン及び審査の簡素化 ・継続事業への適用
感 想	<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ事業は広域的な感覚を持つには役に立った。ただ申請するまでの労力は大変

項 目	内 容 (意 見)
感 想	<ul style="list-style-type: none"> ・自主財源の割合によっては、チャレンジの自己負担を変更しても良かったのでは？最初から財源のある地域、動き始めの地域で差が出る。 ・チャレンジ事業について、プレゼン～審査～発表会等、住民に「難しい」イメージ。どうすればこのイメージを消すことができるだろうか→職員の支援は必要。一緒に考えることで……。ハードルを下げる ・チャレンジ交付金の交付額の75%は厳しかった（自主財源が0からの立ち上がりの時点）
改善したいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会、公正・公平とは⇒人によって違っている？ ・チャレンジ事業の時期によってなかなか応募できない。フリーの期間にしてほしい ・交付金こそパートナーシップのシステムを活かすべき。

3 現行制度の見直しの視点

4つのポイント

- (1) 交付先
- (2) 配分(算定)方法
- (3) 交付金の使途
- (4) 申請方法

(1) 交付先

これまでは、まちづくり協議会と地域づくり委員会に対し交付をしてきました。特に基礎交付金における均等割については、地域自治組織を立ち上げるにあたって効果的な役割（話し合いの場や事務備品の充実など）を果たしてきましたが、その一方で、地域づくり委員会を設置していない地域（部会制のまちづくり協議会）からは交付金への不平等感が指摘されました。

また、交付金をまちづくり協議会へ一括交付とした方が、まちづくり協議会の調整機能や包括的な役割が発揮できるという意見があると同時に、その一方では、一括交付にしてしまうと、まちづくり協議会の事務量が增大することから、事務局の体制整備への不安や、地域づくり委員会の自主性や自立性が損なわれてしまうのではないかと懸念も指摘されました。

(2) 配分方法（交付金の算定方法）

現行制度の基礎交付金は、均等割と人口割の2つの手法で算定し、交付しています。人口割については、住民1人当りの単価について年次減額制（H19→60円、H20→50円、H21→40円）を導入しました。

このことは、地域自治組織の自己財源の確保を推進するため実施したものであり、各地域や地区では、会費の徴収や広告料、廃品回収や募金等によって、自ら

の活動資金を生み出す取り組みも行われ、自主・自立への一歩となっています。

しかし、地域自治組織の安定した運営と地域課題の解決という面からは、年次減額制に対して不満の声があります。

(3) 交付金の使途

交付金の使途制限については、①「飲食費や雇用に要する経費」②「事業を伴わない備品のための購入費」③「営利目的の事業経費」④「交際費や慶弔費」への制限はあるものの、一般的には公金を使用する際の常識の範囲内での制約となっています。

しかし、住民による事務局体制を構築するにあたっては、人件費（雇用体制の確立）までは整備できないとしても、事務従事者への謝礼や交通費程度は必要であるとの意見があります。

また、飲食費についても懇親会や慰労会への使途を認める声も一部にあります。

さらに、交付金の積み立てへの充当についても可能とすべき意見もあり、その理由としては「後年度において大きな事業を実施する際の財源確保とする」というものですが「そのためには地域計画に基づくことが必要ではないか」というような指摘もあります。

なお、地域自治組織の事業を交付金のみで実施するという考え方よりも、自主財源に主眼を置き、交付金についてはあくまでも不足する分を支援してもらうという考え方に立つべきという意見もありました。

(4) 申請方法

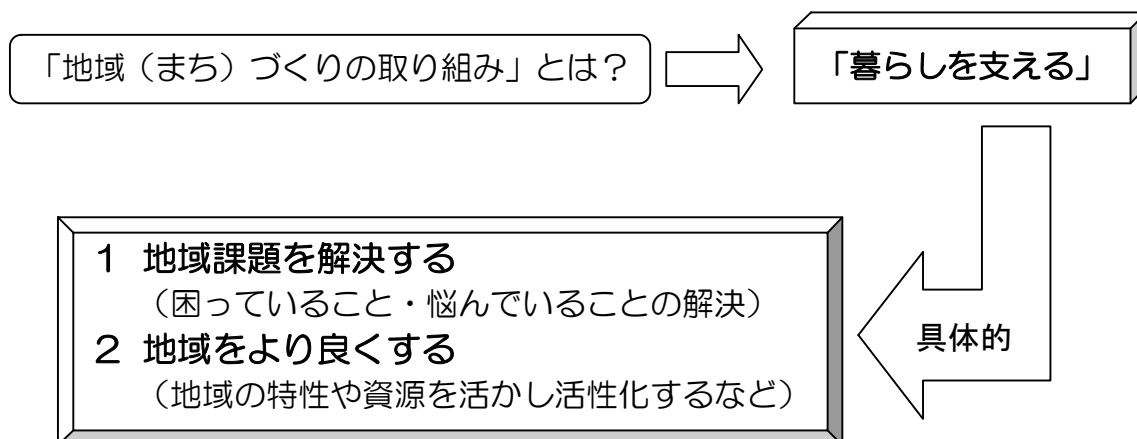
現行制度の申請方法は、基礎交付金については書類審査、チャレンジ事業交付金については住民による審査会を設け、公開のプレゼンテーションにより審査しています。

チャレンジ事業交付金における住民による審査会の設置については、審査基準を自ら考え設定することにより「地域自治を育てる」というプロセスを意図したものであり、公開プレゼンテーションの導入については、申請団体の課題・問題などへの取り組み姿勢や解決策を他の地域の方々にも広く知ってもらうという仕掛けでありました。

このような観点から、チャレンジ事業交付金は住民参画という形で審査から決定までを行ってききましたが、年々プレゼンテーションのハードルが高くなり、申請し難いという声が聞かれる一方で、申請することを契機に話し合いの場が多く持たれ、団体としての一体感や目的・課題の情報共有が図られたとする効果も現れています。

また、基礎交付金については、書類審査という形でしたが、交付金の充当先（交付金が何につかわれているか）が不明となっている地域や地区もあり、書類の書式（様式）の変更と行政からの指導・支援が必要となっています。

4 地域自治組織の活動の原点



< 参考 >

- 大崎市が目指す地域自治組織【総合計画より】

市民の主体的なまちづくりの実践と
自立した地域運営

地域自治組織が暮らしの基盤となっている

例：地域課題の解決やサービスの提供

5 財政支援の目的の明確化

財政支援する目的は

- ① 地域自治組織の自主・自立の促進
- ② 経営力のある組織への育成

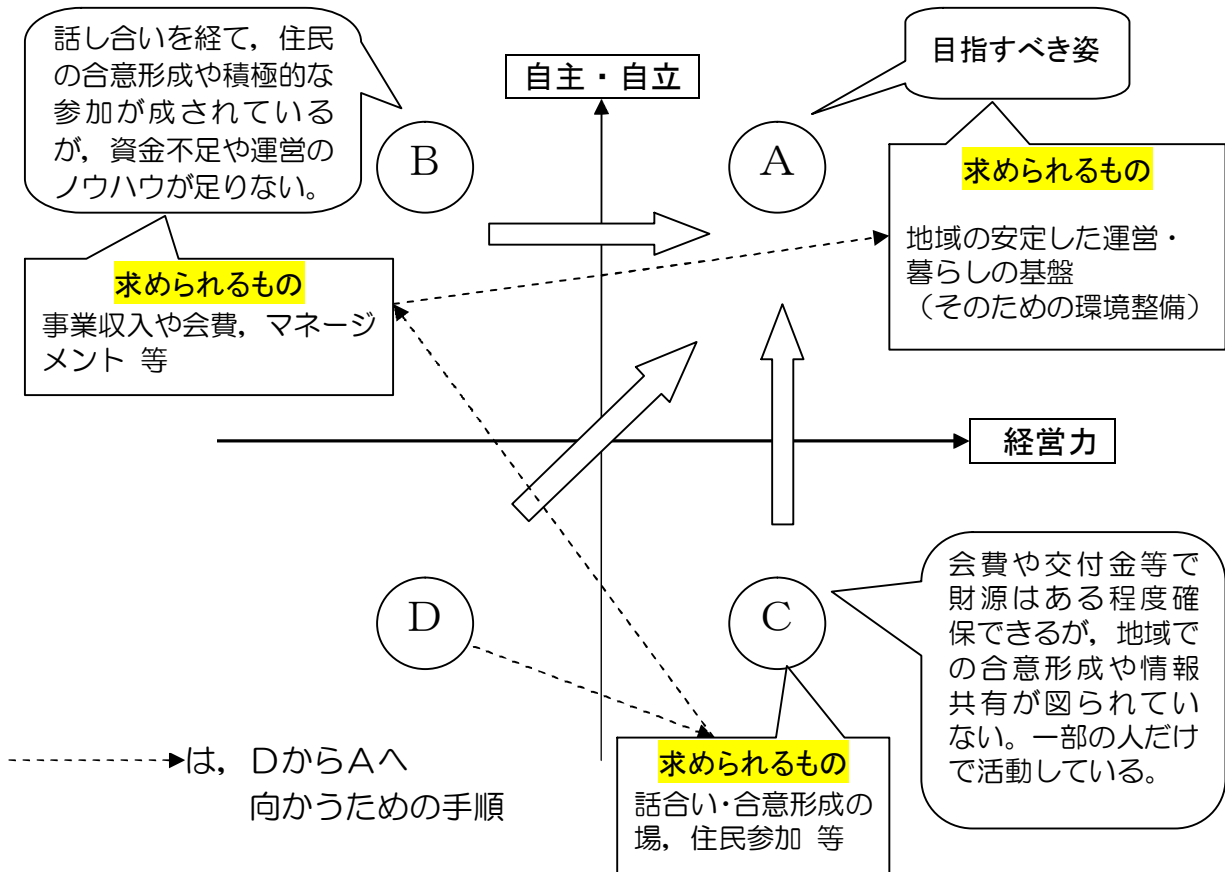
①自主・自立の促進とは

自分たちの住む「地域の課題や問題」を「自ら考え・話し合い」地域で「解決しようとする力」を養って行こうとするものです。

②経営力のある組織とは

これからも今の地域に住み続けていくために、住民自らコミュニティを運営するという意味での経営力です。自らの目的・理念の実現のために、持てる資源（人・物・金・知恵）を有効活用して組織を動かすことは企業経営のみならず、コミュニティ経営にもあてはまると考えたものです。

6 財政支援による地域（まち）づくりのベクトル



7 新たな財政支援制度

No	名称	種別	内容
1	基礎交付金	経営費	(1)事務運営費, (2)会議費, (3)育成費, (4)コミュニティ活動費
2	(仮称)ステップアップ事業交付金	基礎事業費	課題・問題を解決するための事業費
3	チャレンジ事業交付金	特別事業費	課題・問題の解決や地域(地区)の個性・資源を活かした事業費 ハード事業への充当可能

(1) 基礎交付金 → <全体予算枠：約1,500万円>

基礎交付金は、住民自ら地域自治組織を円滑に運営するための財政支援です。

現行制度との変更点は、まちづくり協議会に地域づくり委員会の基礎交付金を一括交付とした点で、本来のまちづくり協議会の役割である部会や地域づくり委員会の連絡・調整機能や包括的な企画・立案といった機能の充実を図るもので、第1期（平成19年度～平成21年度）の財政支援制度の成果を踏まえ、今回（第2期：平成22年度～平成24年度）の制度から導入することとしたものです。

また、基礎交付金額については、3年間は上限額を一定とし、安定した地域自治組織の運営のもとに地域や地区の課題解決に取り組む環境を整え、自主・自立に向けた話し合いの場の充実や自主財源の確保策などを検討する時間的な余裕を考慮しました。

さらに、基礎交付金は、翌年度精算を基本として単年度毎に交付金の検証・分析を行い、有効かつ効率的な交付に努めることとしました。

項目	内容
交付対象	まちづくり協議会 ※財政支援を必要とするまちづくり協議会の部会(委員会)や地域づくり委員会は、まちづくり協議会へ申請します。 ※申請を受けたまちづくり協議会は、規約等を定め交付します。
交付金額	均等割+人口割で上限を設定します。 (各まちづくり協議会は上限額の範囲内で、必要額を申請します。)
交付金の使途	交付金は、以下の①～④に充当することができます。 ① 事務運営費：事務局費及び事務費全般に充当可 例（事務従事謝礼，交通費，保険料，事務消耗品，通信費，事務用備品等） ② 会議費：会議の開催経費に充当可 例（茶菓代，使用料等） ③ 育成費：研修会の開催経費等に充当可 例（講師謝礼，研修参加費等） ④ コミュニティ活動費：地域自治組織が行う事業に充当可 例（報償費，需用費，役務費，使用料等） ※①～④を交付金だけで実施するというのではなく、自己財源等で不足する部分に充当できるという考え方です。
交付金の精算	交付金に残金が生じた場合は、翌年度の交付金で残金分を差引いて交付するなどの調整を行います。 ただし、交付金制度3年目（平成24年度）については、現年度の精算とします。

項 目	内 容
使途の制限	<p>交付金は公金であることから下記の①～④には充当できません。</p> <p>① 飲食費（会議の茶菓代は除く）や雇用（事務謝礼は除く）に要する経費</p> <p>② 事業を伴わない備品のみ購入費</p> <p>③ 営利を目的とした事業経費</p> <p>④ 交際費や慶弔費など公益的な事業に結びつかない経費</p>

（２）仮称：ステップアップ事業交付金

＜全体予算枠：チャレンジ事業交付金と合せ 約1,500万円以内＞

（仮称）ステップアップ事業交付金は、地域や地区の課題・問題等の解決のために実施する事業に充当する交付金です。

交付金額については、平成21年度のチャレンジ事業交付金額を参考に設定したもので、基礎交付金の充当を可能にしたことから、課題解決へ取り組みやすい環境を整えました。

なお、本交付金の審査方法については、住民代表で組織する審査会においてヒアリング形式で行うことを想定しています。ヒアリングとした趣旨は、（仮称）ステップアップ事業交付金は、地域や地区の課題解決が目的ですので、審査の可否よりも「いかに課題解決に取り組んでいくのか」という部分が重要視されることとなります。したがって、審査員と申請者のディスカッションの中で、より良い方策について導き出せるような仕組みを考えました。

項 目	内 容
交付対象	まちづくり協議会、まちづくり協議会の部会（委員会） 地域づくり委員会
交付金額	<p>1団体当たり20万円以内（上限20万円）</p> <p>ただし、交付率は事業費の80%とし、基礎交付金の充当も可能とします。</p> <p>＜2回までの申請を可能としますが、この場合は2回の交付金の合計額が20万円以下であることが条件となります＞</p> <p>また、複数のまち協（広域）で本事業を行う場合の交付額の上限も20万円以内としますが、この場合は1団体で実施する際の上限額（20万円）以内への加算は行いません。加算を行わない理由は、地域間連携に支障を来すことを回避するためです。</p>
交付金の使途	事業実施に必要とされる経費
使途の制限	基礎交付金と同様

(3) チャレンジ事業交付金

〈全体予算枠：(仮)ステップアップ事業交付金と合せ 約1,500万円以内〉

チャレンジ事業交付金は、地域や地区の課題・解決のみならず、その特性や資源を活かした地域づくり事業に充当する交付金です。

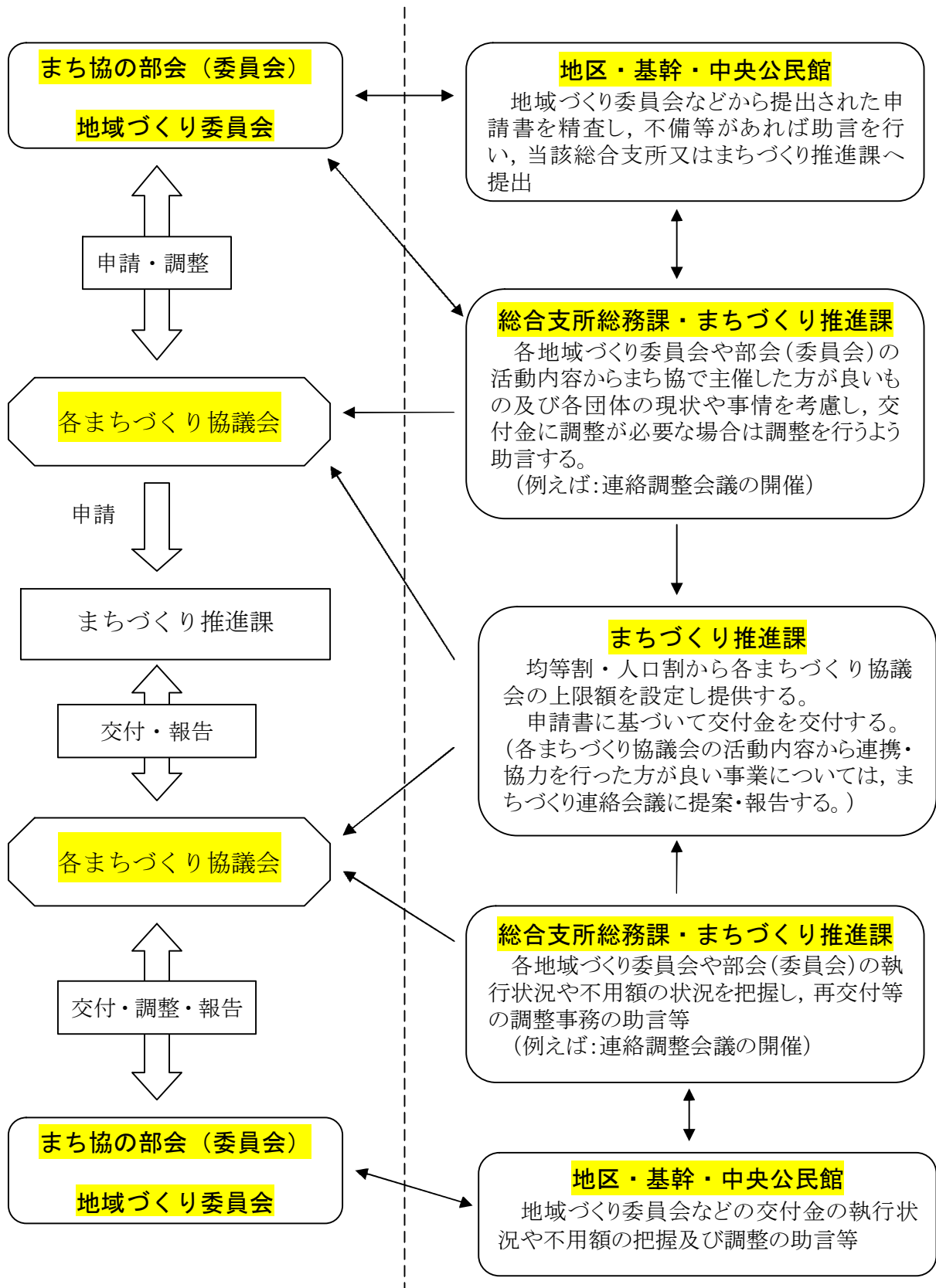
基本的には、これまで実施してきたチャレンジ事業交付金と同様ですが、交付金額については「必要なところに必要な支援を」という視点から大幅に増額しています。

しかし、(仮称)ステップアップ事業交付金とは異なり、基礎交付金の充当は不可としていることから、先ずは地域自治組織の経営力や組織力(住民相互の合意形成や自主財源の確保)を高め、その上でチャレンジするというプロセスを重視したものです。

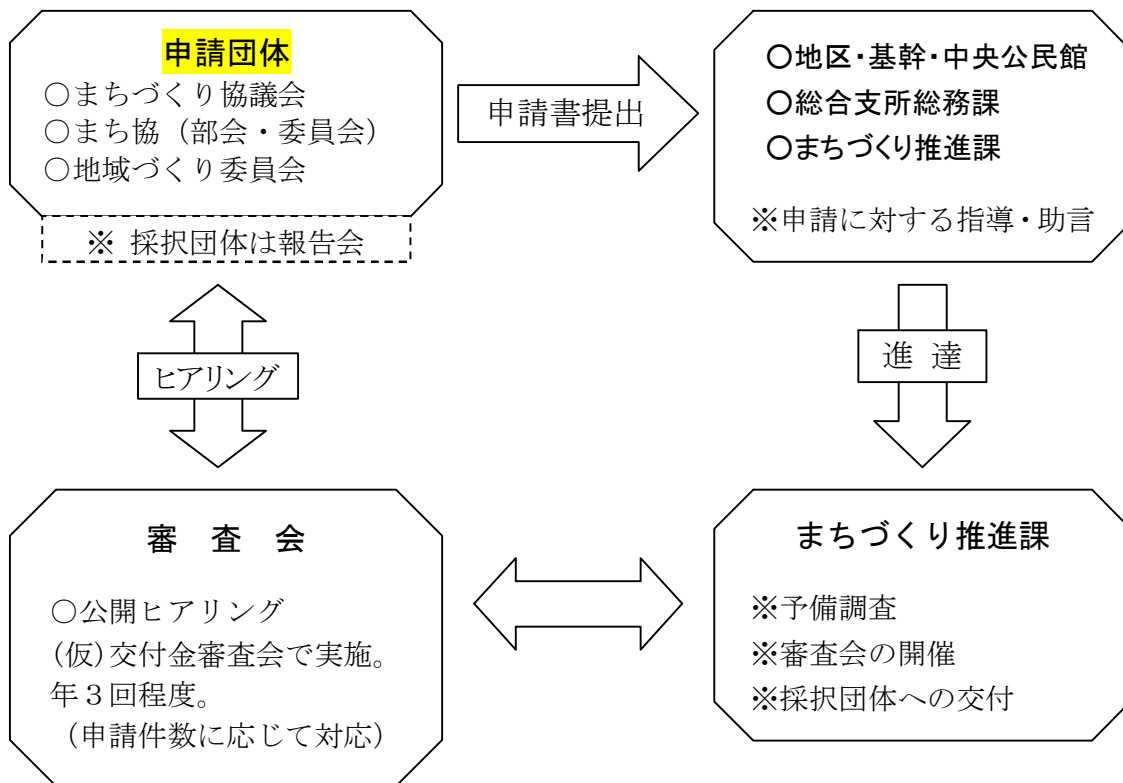
項目	内容
交付対象	まちづくり協議会、まちづくり協議会の部会(委員会) 地域づくり委員会
交付金額	1団体当たり100万円以内(上限100万円) ただし、交付率は事業費の80%とし、基礎交付金の充当は不可とします。 〈2回までの申請を可能としますが、この場合は2回の交付金の合計額が100万円以下であることが条件となります〉 また、複数のまち協(広域)で本事業を行う場合の交付額の上限も100万円以内としますが、この場合は1団体で実施する際の上限額(100万円)以内への加算は行いません。加算を行わない理由は、地域間連携に支障を来たすことを回避するためです。
交付金の使途	事業実施に必要なとされる経費
使途の制限	基礎交付金と同様

(4) 手続きの流れ

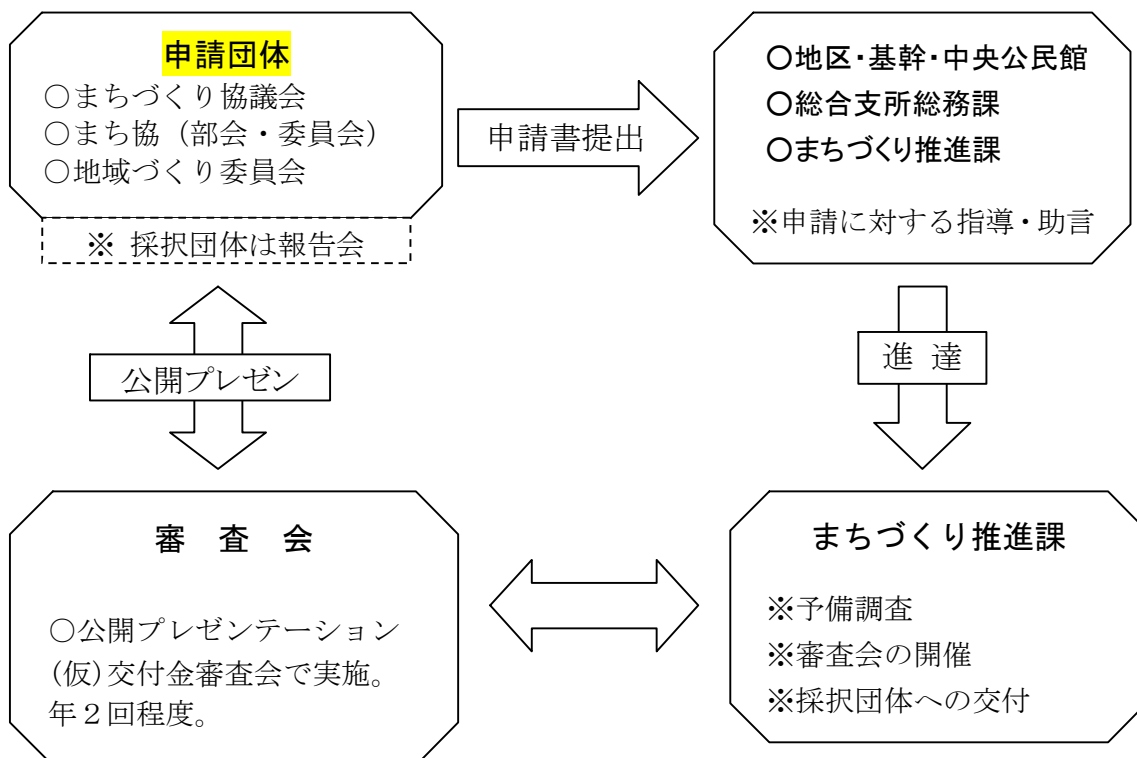
① 基礎交付金の流れ (申請フロー図)



② ステップアップ事業交付金の流れ（申請フロー図）



③ チャレンジ事業交付金の流れ（申請フロー図）



基礎交付金事業計画書

1 団 体 名	
2 活 動 内 容	
3 活 動 の 目 的 及 び 効 果	
4 備 考	

参考様式3

様式第 号(第 条関係)

基礎交付金収支予算書

歳入

(単位：円)

区分	歳入予算額	積算内訳

歳出

(単位：円)

区分	歳出予算額	交付金 充当額	積算内訳

記載例

基礎交付金内訳書

歳入

(単位：円)

区分	歳入予算額	積算内訳
1 会費	250,000	100円×2,500世帯
2 基礎交付金	1,500,000	別紙の内訳書のとおり(まち協+部会または地域づくり委員会の内訳書)
3 繰越金	30,000	前年度繰越金
4 雑入	97,000	預金利子 1,000円 広告料 96,000円
計	1,877,000	

歳出

(単位：円)

区分	歳出予算額	交付金 充当額	積算内訳
1 報償費	90,000		事務謝礼 月15人×500円×12月=90,000
2 旅費	24,000		費用弁償 1,000円×24回
3 需用費	541,600	300,000	①消耗品費 事務用消耗品 20,000 ②食糧費 お茶代 120円×30人×6回=21,600 ③印刷製本費 コミュニティ広報紙印刷代 500,000
4 役務費	14,400		郵送料 80円切手×30人×6回=14,400
5 使用料及び 賃借料	7,000		駐車場使用料 1,000 会議会場暖房使用料 6,000
6 負担金, 補助及び 交付金	1,200,000	1,200,000	〇〇地域づくり委員会へ交付 500,000 △△地域づくり委員会へ交付 400,000 □□地域づくり委員会へ交付 300,000
計	1,877,000	1,500,000	

平成 年度・基礎交付金内訳書（まちづくり協議会事業分）

- 1 団体名 〇〇まちづくり協議会
- 2 基礎交付金申請額 300,000 円（まちづくり協議会のみ）
- 3 使途の内訳

（単位：円）

区 分	全体額	交付金 充当額	充当額の積算内訳
1 事務運営費			
2 会議費			
3 研修費			
4 コミュニティ 活動費	500,000	300,000	コミュニティ広報紙印刷代 500,000 40,000×11月 60,000×1月(新年特別号)
計		300,000	

参考様式 5

様式第 号(第 条関係)

ステップアップ事業交付金計画書

< 新規・継続 >

事業名: _____ 団体名: _____

	項 目	内 容
1	困っている・ 悩んでいること <地域の課題・問題>	
2	暮らし(地域生活)に おける現状 <現状分析>	
3	どのような状態に したいのか <事業実施の効果>	
4	解決するための手法	取り組み(事業)内容
5	他の団体との連携	
6	協働型事業の提案	

参考様式 6

様式第 号(第 条関係)

ステップアップ事業交付金収支予算書

歳入

(単位：円)

区分	歳入予算額	積算内訳

歳出

(単位：円)

区分	歳出予算額	交付金 充当額	積算内訳

※交付金充当額欄は、ステップアップ事業交付金額を記入してください。

参考様式 7

様式第 号(第 条関係)

チャレンジ事業交付金計画書

< 新規・継続 >

事業名： _____ 団体名： _____

	項目	内容
1	活かしたい 地域の特性や資源 <地域の宝>	地域の課題・問題の場合は 「困っていること・悩んでいること」
2	地域における現状 <現状分析>	
3	どのような状態に したいのか <事業実施の効果>	
4	解決するための手法	取り組み(事業)内容
5	他の団体との連携	
6	協働型事業の提案	

参考様式 8

様式第 号(第 条関係)

チャレンジ事業交付金収支予算書

歳入

(単位：円)


区分	歳入予算額	積算内訳


歳出

(単位：円)

区分	歳出予算額	交付金 充当額	積算内訳

1 検討の経過

回数	期 日	主な内容
第1回	平成21年 5月11日	(1)情報提供 ①パートナーシップ会議とは ②現行の財政支援制度について ③本パートナーシップ会議での検討内容 (2)グループ討議 ①これまでの財政支援の感想とこれからの期待すること ②グループ発表と総括 (3)委員長・副委員長の選出
第2回	平成21年 6月 4日	(1)前回会議の振り返り ①グループ討議での内容 ②本会議での意見の取り扱いについて (2)職員検討会議の報告書について (3)会議の進め方について ①会議を進めるにあたっての共通認識 ②進め方の検討結果によって話し合いを行う
第3回	平成21年 6月22日	(1)前回会議の振り返り ○財政支援の目的 (2)グループ討議 ○テーマ「現行制度を基本に変更した方がよい点や新たに取り入れる点など」 (3)次回会議の進め方 ○次回会議を進めるにあたっての整理・検討の手法
第4回	平成21年 7月16日	(1)前回会議の振り返りと確認 ○情報提供「コミュニティの経営と財源」 (2)グループ討議 ○テーマ「財政支援の制度設計」 (3)次回会議の進め方 

回数	期 日	主な内容
第5回	平成21年 8月 7日	<p>(1) 前回会議の振り返り ①グループ討議での内容確認</p> <p>(2) グループ討議 ○テーマ「財政支援の制度設計」</p> <p>(3) 全体会議 ○基礎交付金については2案，チャレンジ事業交付金については1案について検討</p>
第6回	平成21年 8月27日	<p>(1) 前回会議の振り返りと確認</p> <p>(2) 全体会議 ○プレゼン討論会の説明</p> <p>(3) プレゼンテーション(提案)討論会 ○Round1（基礎交付金の案1） 提案説明Aグループ，賛成側Bグループ 反対側Cグループ</p> 
第7回	平成21年 9月14日	<p>(1) 前回会議の振り返りと確認</p> <p>(2) 全体会議 ○プレゼン討論会の説明</p> <p>(3) プレゼンテーション(提案)討論会 ○Round2（基礎交付金の案2） 提案説明Cグループ，賛成側Aグループ 反対側Bグループ</p> <p>○Round3（チャレンジ事業の案） 提案説明Bグループ，賛成側Cグループ 反対側Aグループ</p>
第8回	平成21年10月21日	<p>(1) 前回会議の振り返りと確認</p> <p>(2) 提案書・案の説明</p> <p>(3) グループ討議 ○提案書の個別検討</p> <p>(4) 全体会議 ○提案書の全体検討</p>

2 大崎市地域自治組織の財政支援のあり方に関するパートナーシップ会議名簿

(敬称略)

No	氏名	所属団体等	グループ
1	和久雅芳	古川まち協・会長	A
2	手島祐弥	古川まち協・会計	B
3	角田均	松山まち協・野田行政区長	C
4	鈴木初恵	松山まち協・教育文化部会	A
5	伊藤浩之	三本木まち協・2号委員,	C
6	佐藤仁一郎	三本木まち協・会長・ﾌｧﾘﾝｸﾞ 審査会委員経験者	A
7	高橋亨	鹿島台まち協・事務局長	B
8	笠原啓二	鹿島台まち協・活力ある産業委員会事務局長	C
9	高橋正	岩出山まち協・会長	A
10	氏家登志子	岩出山まち協・副会長	B
11	大場雅之	鳴子まち協・副会長	C
12	吉田惇一	鳴子まち協・2号委員	A
13	太田孝	田尻まち協・会長	B
14	白旗成典	田尻まち協・委員、ﾌｧﾘﾝｸﾞ 審査会委員経験者	C
15	佐藤厚	パートナーシップ検討会議委員	B
16	佐々木和宏	教育委員会古川支所・中央公民館 社会教育主事	C
17	石田行男	古川敷玉地区公民館 主幹兼係長	B
18	入野田和浩	松山総合支所総務課 主査	A
19	松原毅	三本木総合支所総務課 主事	B
20	佐々木俊一	鹿島台総合支所総務課 副参事	A
21	安藤豊	岩出山総合支所総務課 主幹兼係長	C
22	松岡治	鳴子総合支所総務課 主事	B
23	秋山悦子	田尻総合支所総務課 主査	A

【事務局】

1	守屋永悟	市民協働推進部まちづくり推進課 課長
2	佐々木和夫	市民協働推進部まちづくり推進課 課長補佐
3	赤間幸人	市民協働推進部まちづくり推進課 主幹兼係長
4	鈴木輝彦	市民協働推進部まちづくり推進課 主査